

# 消費生活センター特集号

《問合せ先》  
 西宮市市民局消費生活センター  
 〒663-8035  
 西宮市北口町1番1号  
 ☎ 0798-69-3159  
 Eメール/vo\_syohisei@nishi.or.jp

## 事業者の不当な行為に対して差止請求を

# 消費者団体訴訟制度

消費者の力を活かして、消費者被害の発生、拡大を未然に防止するため、消費者団体が訴訟を提起できるようになります。(施行は、平成19年6月7日)

そこで兵庫県弁護士会の上田孝治弁護士に内容を紹介していただきました。

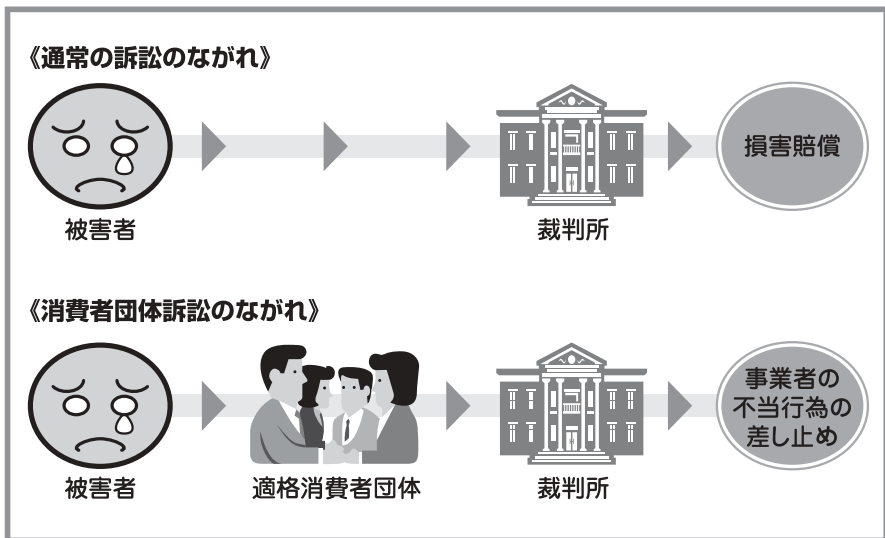
消費者団体訴訟制度といふのは、内閣総理大臣により適格であるとして認定を受けた消費者団体(適格消費者団体)が、消費者全体の利益のために、消費者にとつて不当な契約(消費者契約法に違反する事業者の行為で、具体的には、事業者が契約に関して「一切責任を負いません」などと定めているような不当条項の使用、および、事業者が契約の目的物の効能について嘘を言って契約させるような不当な勧誘)を結ばせている事業者に対して、そのような不当なことを行わないようにという差止めを裁判所に提起することを認める制度のことです。実際に制度がはじまるのは平成19年6月からです。

多くの被害者が泣き寝入り  
 この消費者団体訴訟制度ができるまでも、消費者被害に遭った人が個別に金銭による被害回復をしてもらうことはできませんでしたが、より根本的に事業者の不当な行為そのものを裁判で差し止めることはできませんでした。しかしながら、このような状況の下では、多くの被害者は個別に事業者と交渉や裁判をすることをためらって泣き寝入りさせられてしまい、他方、事業者は契約の不当性を主張し

この点、消費者団体訴訟制度がはじまれば、適格消費者団体が消費者被害の未然防止や拡大防止を実現するために活動すること、そもそも消費者が不当な契約による被害に遭わない社会の実現につながります。個別被害者も、適格消費者団体の行った差止めの裁判における勝訴判決などを利用して事業者と交渉や裁判を行うことで、被害回復が容易になります。

適格消費者団体による訴訟が可能に

現在、この消費者団体訴訟制度の担い手である適格消費者団体となることを目指して、複数の団体が全国で活動を行っています。このうち、東京を中心に活動しているのが「消費者機構日本(COJ)」、大阪を中心に活動しているのが「消費者支援機構関西(KC



### 事業者の不当利得打破をめざして

「物干しさお2千円から」  
 請求の値段は10倍も

マイクで放送しながら、物干しさおを売っているトラックがまわってきたので、家へ呼び購入することにしました。必要な長さにカットしたあとで請求された値段が思ったより随分高いが、実際はどのようなのかなどの相談や苦情がセンターに寄せられています。

【事例1】  
 「ステンレス物干しさおが1本3千円、サイズカット無料サービス」とマイクの声が聞こえたので、すぐに家に呼んだ。こちらの希望の長さのカットしてもらったあとで、代金2万9千円を請求され、領収書を出して「領収書は出してない」と言われた。

【事例2】  
 「物干しさおが2千円から」と放送しているのを聞いてトラックの業者に声をかけた。自宅にいるいる長さをお見せられ、ステンレス製でさびない分を勧められて2本頼んだ。もとの長さは4メートルで、それぞれ3・6メートルに切ったあとで2本4万8千円を請求された。

## 消費者の権利尊重と自立の支援へ 消費生活条例を制定

### 制定の背景

情報技術の進歩や規制緩和が進化するなか、消費者を取り巻く社会経済状況は、近年、大きく変化してきました。また、インターネットの普及によりいろいろな情報が必要となるに簡単に得られる一方、メールを使った架空・不当請求、ネットオークションのような電子取引に関する新たな消費者被害が発生するなど、消費者問題は複雑・多様化してきました。

このような社会情勢を背景に、国では消費者保護基本法が、消費者の保護から自立の支援に重点を置いたものにその基本理念が改正され、その名称も消費者基本法に改められました。一方、兵庫県でもこの法改正を受けて、消費者保護条例が消費生活条例に改正されました。

### 制定の目的

こういったなか、西宮市消費生活審議会から、国や県と密接な連携を図りながら消費者行政をより積極的に推進できる根拠となるような条例を制定してはどうかとの提言をいただきました。市として行政、事業者、消費者が果たすべきそれぞれの役割を明らかにし、市民が安全で安心な消費生活を送れるようにすることが必要と考え、西宮市消費生活条例をこの三月に制定しました。

今後とも、消費者の皆さんへの情報発信や消費生活相談事業などに積極的に取り組んでまいります。

## 土曜日も相談業務を受け付けます

消費生活センターは、4月から土曜日も相談業務を受け付けます。

受け付け時間は、午前9時から正午までと午後1時から午後4時30分までです。

場所は、北口町1番1号アクタ西宮西館5階 阪急西宮北口駅すぐ。電話0798640999です。



消費生活センターの資料情報・相談コーナー

## 『見守り新鮮情報』にメール登録を

これが悪質商法の新手口ダ!

内閣府から最新の悪質商法の情報などを伝えるメールマガジン「見守り新鮮情報」が、パソコンや携帯電話で見ることが出来ます。これは全国各地で起きている「高齢者の消費者トラブル」の早期発見、被害の拡大防止のため内閣府が収集・編集して電子メールで配信するものです。(月1~2回程度)

お持ちのパソコンや携帯電話で気軽に情報を受信できますので、ぜひ登録をして消費者トラブルの防止に役立ててください。

- 登録方法(内閣府ホームページ)
- パソコンからはどうやって登録するの?  
<http://www.consumer.go.jp/>「消費者の窓」
- 携帯電話からも登録できるの?  
 方法1. URLを直接入力  
<https://mail.consumer.go.jp/wrp/mimamori/mobile>  
 方法2. QRコードでアクセス  
 方法3. 携帯電話から空メールを送付  
[mima@gmpw.jp](mailto:mima@gmpw.jp)

